

こうほう 令和3年(2021年)7月1日号 NO.76

佐倉市の上下水道

発行

佐倉市
上下水道部
住所
佐倉市海隣寺町97番地

●2面 … 水道料金及び下水道使用料のあり方に関する提言の概要 ●3面 … 災害に備えて、日頃から水の備蓄を！ ●4面 … 上下水道総合案内センター開所ほか

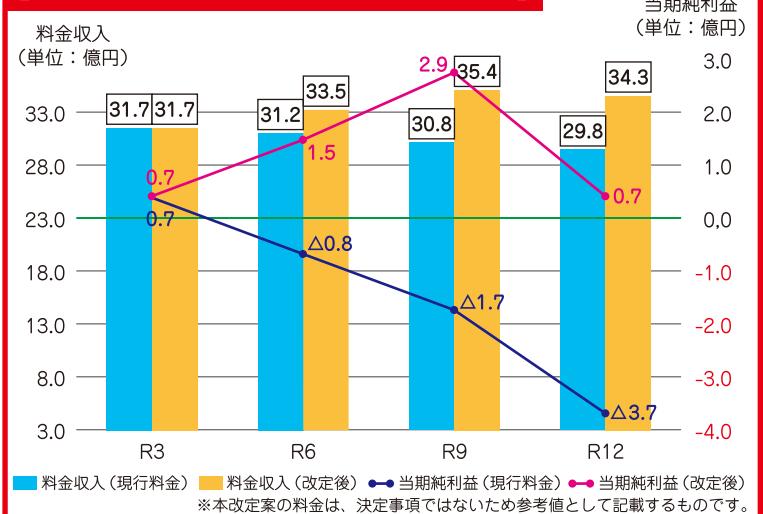
水道料金改定についての市民説明会開催のお知らせ

現在、佐倉市上下水道部では、健全で持続可能な水道事業を継続するため、更なる経営改善を進めています。当市水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化、耐震化対策など、多くの課題を抱えており、現在の水道料金では、今後確実に増加する施設の更新費用を賄うことができない状況となっています。

これまで水道事業は、平成13年の料金改定以来（消費税増税による改定を除く）、黒字経営を維持していましたが、推計では今後の経営は赤字となる見込みです。説明会では、現在の水道事業が抱える課題や財政状況などとともに、水道料金の改定について市の考え方（基本方針）をご説明するものです。

なお、水道料金の改定については、今後、佐倉市議会において改正案を審議し、成立した場合に実施されることとなります。この説明会は、佐倉市議会での審議に先立ち、市民の皆様にご説明するものです。

【水道料金収入及び純利益の推移】



日時及び場所

●令和3年7月10日（土曜日）

午前10時～11時30分 中央公民館
午後 2時30分～ 4時 南部保健センター

●令和3年7月18日（日曜日）

午前10時～11時30分 白井公民館
午後 2時30分～ 4時 志津コミュニティセンター

□ 事前申し込み不要です。直接都合のよい会場にお越しください。会場の収容人数制限により入場できない場合があります。
駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

料金改定の基本方針

上下水道部では、令和2年度に佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会（以下「懇話会」）による会議を積み重ね、上下水道料金の検討を行ってまいりました。今回、懇話会での提言を受け以下のとおりの基本方針を定めました。

注：本紙面で記載する改定は、値上げを意味します。

① 水道料金改定の有無及び改定水準

水道料金については、懇話会の提言を踏まえ改定（値上げ）する方針とし、改定水準については、7.4%を上限とする提言がありました。最新の決算数値（令和3年3月末の預金残高）により再検証した結果、7.2%（※1）の改定率を基準値とする改定方針といたしました。

（※1）7.2%は平均改定率のため、利用者の使用水量に応じ改定率は、異なります。

② 水道料金に係る基本料金（※2）

基本料金については、全ての使用者で公平に担うことが現実的と考えられることから、現行基本料金に7.2%を乗じて改定する方針といたしました。

（※2）水道料金は、メータ一口径別に一定額を定めた基本料金と使用水量に応じて算出される従量料金に分かれた二部料金制となっています。このうち、従量料金については、使用量増加に伴い段階的に高額となる過増型料金体系となっています。

③ 水道料金に係る従量料金（※2）

従量料金については、1m³～10m³及び11m³～20m³について、それぞれ1m³当たり8円の改定を行う方針といたしました。

【水道料金新旧比較表】(1か月: 税込み)

使用水量	現行水道料金	改定案	増加額
口径 13mm 10 m ³	1,452円	1,580円	128円
口径 13mm 20 m ³	2,882円	3,098円	216円
口径 20mm 20 m ³	3,509円	3,770円	261円
口径 150mm 1,800 m ³	619,520円	626,269円	6,749円

注：本改定案は、参考値です。

④ 生活保護減免制度（※3）（水道料金、下水道使用料共通）

生活保護減免制度については、生活保護費に光熱水費が含まれていること及び、地方公営企業における独立採算制度を基本とした受益者負担の原則に照らし、令和4年3月をもって廃止する方針といたしました。

（※3）生活保護減免制度：当市水道事業・下水道事業の独自施策で、生活保護世帯における水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本使用料を減免している制度。

⑤ 適用時期

適用時期は、令和4年4月を予定していますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の宣言など、生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生した場合、水道料金の改定時期については、社会情勢の状況などを踏まえて配慮することとします。

佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する提言の概要

佐倉市上下水道部では、昨年度、今後の水道料金及び下水道使用料のあり方について、学識経験者や公募市民等で構成する懇話会を設置し、令和2年7月から令和3年3月にかけて6回の会議を実施し、検討してまいりました。この検討結果は、「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する提言」(※4)として令和3年3月23日に報告されたところです。提言の主な内容は、以下のとおりです。

(※4) 懇話会の提言や会議での検討資料、議事録は上下水道部ホームページで公開中です。

【提言の主な内容】

① 水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」）のあり方について（共通事項）

- 以下の事項は、佐倉市の上下水道事業の健全性と持続性を保つための基本事項として妥当である。
- 料金等の改定は、市民生活や企業活動に大きな影響を与えるものであることから、佐倉市の水道事業及び下水道事業は、保有する現金預金を活用しつつ（手持ち資金の取り崩し）、段階的かつ平準化して料金等の見直しを行うこと。
- 現金預金残高については、災害対応と大幅値上げ回避の観点から、1年間の料金等の収入の1/2程度を確保すること。
- 料金等の検討については、佐倉市の第5次佐倉市総合計画との整合性をより一層高め、定期的に検討を行う必要があり、今後は、4年毎に経営状況や収支見通しを踏まえ検討、見直しを行うこと。

② 水道料金のあり方について

- 現行水道料金を維持した場合、令和9年度において現金預金残高がマイナスに陥るなど、危機的状況となることから水道料金の改定が必要である。
- 改定水準については、7.4%（平均改定率）の考え方を基本とする。
- 料金体系のうち、基本料金（メーター口径別に一定額を定めたもの）については、一律、7.4%の改定、使用量に応じて算出される従量料金については、算定要領に基づき均一型料金を算出し、それを基準額とした上で、現行の5つの料金区分の単価が基準額を下回る2区分の料金（1m³～10m³及び11m³～20m³）を同額改定し（2区分それぞれ平準化し8円の値上げ）、基準額を上回る3区分の現行料金を据置きする。

③ 下水道使用料のあり方について

- 下水道事業については、今後、経営状況の悪化が懸念されるものの、平成29年7月の下水道使用料改定に伴い、経営状況は大幅に改善されており、現行の使用料体系で当面の間は、安定的な経営を維持することが可能と判断されることから、現時点の改定は見送るべき。

④ 生活保護減免について

- 生活保護費に光熱水費が含まれていることや千葉県内の減免実施状況、近隣における制度見直し状況等を総合的に検討した結果、廃止することは妥当。

【補足：生活保護減免制度の廃止について】

生活保護減免制度については、水道事業が佐倉市水道事業給水条例、下水道事業が佐倉市下水道条例に基づき、運用していますが、いずれも一般会計からの繰入金がなく料金等によって賄われています。懇話会では、地方公営企業における独立採算制を基本とした受益者負担の原則に照らし、以下の理由から減免制度の廃止は妥当である、という結論に達しました。

- ・生活保護法により支給される生活扶助に水道料金や下水道使用料相当額が含まれていること。
- ・上下水道サービスに係る料金等は、利用者全体で公平に負担すべき、という原理原則を踏まえ、受益者負担の適正化を図る必要があること。
- ・生活保護減免制度については、水道事業では実施が少なく、下水道事業においても制度を廃止する事業体があること。



● 懇話会が改定率を7.4%にした理由

懇話会では、今後の経営や他事業体との比較、次回の料金改定の見通しなどを考慮し、5つのパターンを検討し、以下の理由からパターン④(平均改定率7.4%)の考え方を基本とした改定水準は妥当である、という結論に達しました。

- 水道料金算定要領に基づく総括原価方式（※5）による料金算定では、3割を超える大幅な改定率が示されました。使用者への急激な影響を抑えるため、水道事業が保有する現金預金を活用し、大幅値上げを回避する方策がとられていること。
- 今回、改定を見送った場合、現金預金の急激な減少に加え、後年度の改定率が大きくなることが試算されており、早めの改定が使用者にとって得策と判断したこと。
- 近日に下水道使用料の改定が想定されない中で、今回、水道料金を改定することで、水道料金と下水道使用料の同時期改定を避けることの配慮がなされていること。

(※5) 総括原価方式とは、料金算定期間ににおける給水にかかる原価を全て積み上げた金額（総括原価）を、見込まれる給水収益で賄うことをいいます。総括原価には、人件費や減価償却費等の営業費用及び支払利息等の営業外費用の他、健全な運営を確保するため、適正な資産維持費を算入することが認められています。

【料金改定のパターンとその考え方】

	R4	R8(参考)	説明
パターン①	0%	0%	今後改定をしないパターン。 現金預金残高は令和7年度に15億円を下回り、令和9年度にはマイナスとなる。
パターン②	0%	32.7%	令和4年度に改定を行わないパターン。令和7年度に15億円を下回るため、令和8年度に確保すべき現金預金残高を回復させるために令和8年度に大幅な値上げが必要となる。
パターン③	5.7%	10.8%	令和11年度まで15億円以上の現金預金確保を前提に令和4年度の改定率を極力低くしたパターンで、パターン⑤の1/2としたパターン。
パターン④	7.4%	7.4%	令和11年度まで15億円以上の現金預金確保を前提に、令和4年度と8年度の改定率を均等化したパターン。
パターン⑤	11.4%	0%	令和4年度のみ改定するパターン。 早めに大きく上げることで料金改定の周期を伸ばすことができる。

懇話会の議論では、今回改定をしないパターン①では、資金ショートなど後年度、危機的状況になること、令和4年度の改定を見送るパターン②では、令和8年度に32%の大幅な改定率が試算されることから、利用者負担を考慮すれば得策ではなく避けるべき、との意見でまとまりました。

次にパターン③～⑤では、令和4～11年度まで当期純利益（黒字）を維持し、併せて現金預金残高を15億円（年間料金収入の1/2）以上確保するという前提に基づき、段階的改定をどうすべきか、という点について議論がなされました。

全体改定率は、一般世帯や大口利用など、利用者別に改定額を分析評価した上で判断すべき、との意見から水道料金体系と併せて検討することとし、人口減少に伴う料金収入の減少がまだ少ない早めの時期に大きく改定するパターン⑤(二けた改定率)の意見もありましたが、最終的に、平準化されたパターン④が望ましい、という方針になりました。

災害に備えて、日頃から水の備蓄を！

東日本大震災や令和元年の台風の際、断水や、長時間、広範囲に濁り水・赤水が起こったことは記憶に新しいところです。このような災害発生時には水の確保が大きな問題となります。また、災害による交通手段の途絶や交通渋滞が起こり、応急給水に時間がかかることも考えられます。日頃から飲料水を備蓄しておくと同時に、どこで水が確保できるのかを確認しておきましょう。

ご家庭でも飲料水の備蓄

災害に備えて、最低3日間程度の飲料水を備蓄しましょう。目安は「一人一日3リットル」です。あらかじめ洗浄した飲料水用ポリタンクなどの容器に水道水を備蓄した場合は、塩素による減菌効果が3日程度（密封し冷暗所で保管した場合）ですので、3日に一度は汲み替えてください。汲み替えた水は掃除や洗濯などにご使用ください。

お近くの拠点給水所・防災井戸の確認

佐倉市では、非常時の水の確保を目的に、現在市内38カ所に飲用可能な防災井戸が設置されています。

災害時には原則として避難所（小中学校等）で応急給水活動を行います。設置については、佐倉市ホームページ、防災行政無線、防災行政無線レーフォンサービス※1、防災メール※2、防災ツイッター、広報車、CATV296・チバテレビの地デジデータ放送などの全部または一部を用いてお知らせします。

家の被害があまりなく、避難所に行かない場合の水の受け取り方や、災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者がご近所にいないかなど、普段からご家庭、ご近所で災害時の水の確保について話し合っておきましょう。

※1 防災行政無線の放送が聞き取りづらかった場合に、電話で放送内容を確認できます。テレフォンサービス番号0120-711-508（フリーダイヤル）。放送内容を確認できる期間は放送後24時間です。

※2 佐倉市からの緊急のお知らせ等を携帯電話およびパソコンにメール配信するサービスです。メールを受信するためには、ご使用の携帯電話またはパソコンから、システムへの登録手続きが必要となります。登録手続きについては、佐倉市ホームページをご覧ください。

拠点給水所・防災井戸・マンホールトイレ設置場所一覧

上下水道部拠点給水所

記号	名称	所在地
Ⓐ	志津浄水場	上志津原59-2
Ⓑ	上座浄水場	上座776-2
Ⓒ	南部浄水場	小篠塚1240

防災井戸・マンホールトイレ設置場所

佐倉地区

記号	名称	所在地
①	佐倉東小学校	将門町7
②	白銀小学校	白銀1-4
③	内郷小学校（※）	岩名870
④	佐倉小学校	新町78-4
⑤	佐倉中学校	城内町117-100
⑥	佐倉東中学校	高岡423-1
⑦	佐倉高等学校	鍋山町18
⑧	佐倉東高等学校	城内町278
⑨	佐倉市役所	海隣寺町97
⑩	ミレニアムセンター佐倉	宮前3-4-1

白井地区

記号	名称	所在地
⑪	間野台小学校	王子台2-18
⑫	王子台小学校	王子台5-19
⑬	臼井小学校（※）	臼井田2395
⑭	印南小学校（※）	印南223-1
⑮	臼井中学校	臼井1530
⑯	臼井西中学校	臼井台1588
⑰	臼井西地域防災集会所	臼井田2525

和田地区

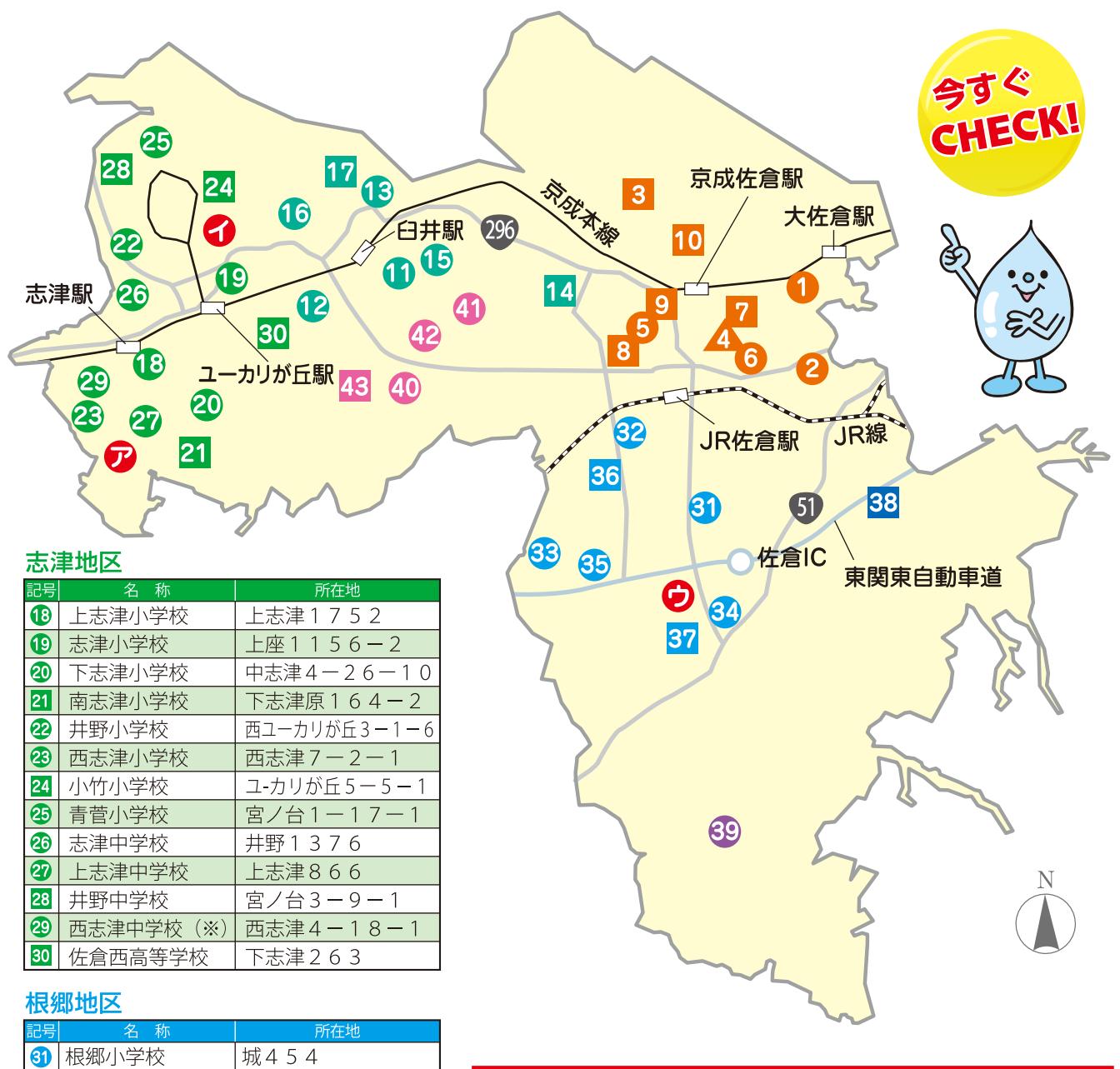
記号	名称	所在地
⑱	和田小学校	直弥59-1

弥富地区

記号	名称	所在地
⑲	弥富小学校	岩富町145

千代田地区

記号	名称	所在地
⑳	千代田小学校	吉見553
㉑	染井野小学校	染井野1-19
㉒	臼井南中学校	染井野4-1
㉓	千代田地域防災集会所	生谷491



●の番号は、防災井戸及びマンホールトイレ設置場所です。
■の番号は、防災井戸のみの設置場所です。
▲の番号は、マンホールトイレのみの設置場所です。
また、表中の（※）の場所は、水質が飲用には適さないため、災害時の生活用水としての利用となります。

佐倉市上下水道総合案内センターが開所しました

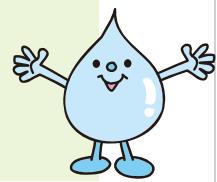
上下水道部では経営の効率化を図るため、水道料金等の収納業務を民間事業者へ委託してきました。令和3年4月1日からは、更なる業務の効率化とお客様サービスの向上を図るため、上下水道についてのお問い合わせや、漏水・下水道のつまりなどの相談窓口業務を、民間会社（第一環境株・株佐倉水道センター協同企業体）へ委託し、「佐倉市上下水道総合案内センター」として開所いたしました。各種お問い合わせは、それぞれ下記の番号におかけください。

- 上下水道についての届出、水道料金
・下水道使用料やお問い合わせは
(平日：午前8時30分～午後5時15分)

☎ 485-1191

- 休日・夜間の漏水・下水道のつまり
など (漏水は24時間受付)

☎ 485-8660



* 水道料金・下水道使用料につきましては「佐倉市上下水道お客様センター（電話486-1555）」においても引き続き受付いたしております。（平日及び土曜日：午前8時30分～午後5時15分）

* 上下水道部へのご連絡は、佐倉市上下水道総合案内センターにて取次を行いますのでご了承ください。



下水道のデザインマンホールを作りました

重要な生活インフラである下水道事業への理解と关心を深めていただくことを目的として、デザインマンホールを作りました。

このデザインマンホールは平成24年に締結した「佐倉市と学校法人女子美術大学との連携協働に関する協定書」に基づき、女子美術大学との連携事業で制作したものです。

デザインは、同大学芸術学部デザイン・工芸学科プロダクトデザイン専攻4年中島望里さんによるもので、佐倉市の花々（桜、花菖蒲、チューリップ、竹、コスモス）を文様（もんよう）化したものです。

【デザインマンホール】

デザインマンホール（もしくはご当地マンホール）とは、日本全国各地に存在する、各地域独特の意匠を取り入れた下水道のマンホール蓋です。

【マンホールカード】

全国ではデザインマンホールが注目されており、マンホールカードも発行されるなど話題を集めています。マンホールカードは、デザインの説明や由来等をカード化したもので、下水道広報プラットホーム（※）から全国に紹介され、現在、758種、575の自治体から発行されています。

佐倉市のマンホールカードは、今後作成予定のため、完成しましたら配布場所等を含め、改めてお知らせします。

（※）「下水道広報プラットホーム」(GKP)は、公益社団法人日本下水道協会が事務局となり、下水道への理解を深めてもらうべく、全国ネットワークの構築と情報交流・連携を目指して立ち上げられた組織です。その活動のひとつとして、マンホールカードの制作を行っています。

【佐倉市のデザインマンホール】



※設置場所は、決定次第お知らせします。

【デザインした中島望里さん】



（左から 染井副市長、西田市長、デザインした中島さん、
関口上下水道事業管理者）

佐倉市の主な上下水道データ（令和3年3月末）

- | | | | |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------|---------------------|
| ● 給水人口：163,400人 | ● 給水件数：72,443件 | ● 1日平均配水量： $49,160\text{m}^3$ | ● 1日1人当たり平均配水量：301ℓ |
| ● 1日最大配水量： $54,477\text{m}^3$ (令和2年12月31日) | ● 1日1人当たり最大配水量： 333l (令和2年12月31日) | | |
| ★水洗化人口：158,051人 | ★下水道普及率：92.8% | ● 上水道 | ★下水道 |

●上下水道部へのお問い合わせは

電話番号：043-485-1191（佐倉市上下水道総合案内センター） FAX番号：043-485-1194

E-mail : suidou@city.sakura.lg.jp

ホームページ：http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/10-1-0-0-0_12.html